

家族収入保険 無配当

家族収入特約(定額型) 無配当



特長

万一のときに、毎月の収入が確保できます。

被保険者が死亡・高度障害状態になられたとき、家族年金または高度障害年金を、保険期間が満了するまで毎月お支払いします。

年金の最低支払保証期間として、2年または5年のいずれかをご契約時に指定できます。

- **最低支払保証期間が2年の場合**
保険期間の満了前2年以内にお支払い事由に該当されたときは、2年間の年金のお支払いを保証します。
- **最低支払保証期間が5年の場合**
保険期間の満了前5年以内にお支払い事由に該当されたときは、5年間の年金のお支払いを保証します。

年金現価を一時金として受け取ることができます。

死亡・高度障害状態になられたとき、家族年金・高度障害年金の将来のお支払いにかえて、全部または一部の現価を一時金として受け取ることができます。

保険料の高額割引制度があります。

家族収入保険は、年金月額が所定の額以上の場合、保険料が割引になります。

身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みは不要です。

不慮の事故により、事故日から180日以内に被保険者が所定の身体障害の状態になられたときは、以後の保険料のお払い込みが不要になります。

プラス 保険料のお払い込みが不要になる事由を、三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による所定の状態、所定の障害状態、所定の要介護状態に拡大する保険料払込免除特約もあります。

他の保険種類に変換できます。

- 詳細については最終ページをご覧ください。

保障範囲を拡大できます。

- 詳細については「生活保障特則14」のページをご覧ください。

仕組とご契約例 [家族収入保険]

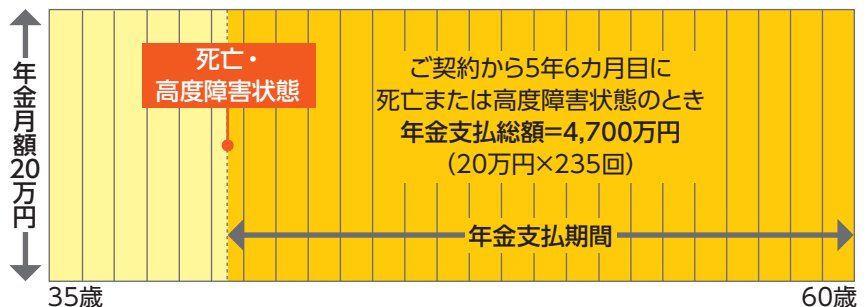
- 被保険者: 35歳 ● 年金月額: 20万円
- 保険期間: 60歳満了
- 保険料払込期間: 60歳まで
- 個別扱月払保険料

最低支払保証期間2年

男性: 6,100円 女性: 4,640円

最低支払保証期間5年

男性: 6,520円 女性: 4,880円



図はイメージです。

年金のお支払い事由

詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

お支払いする年金	お支払い事由	お受け取りになる人
家族年金	死亡したとき	家族年金受取人*1
高度障害年金	傷害または疾病が原因で所定の高度障害状態になったとき	被保険者*2 (保険契約者と家族年金受取人が法人の場合は、原則、保険契約者)

*1 家族収入特約の場合は、主契約の死亡保険金受取人となります。
*2 家族収入特約の場合は、主契約の高度障害保険金受取人となります。

優良体・非喫煙者割引特則

特長

優良体・非喫煙者割引特則を付加することにより、保険料が割安になります。

被保険者の今までの健康状態および喫煙状況などに応じて、非喫煙者優良体保険料率、非喫煙者標準体保険料率、喫煙者優良体保険料率のいずれかの保険料率を適用することで、保険料が割安になります。

■「優良体」とは、この特則における当社の呼称であり、「優良体」に該当しない場合でも、その方の健康状態が優良ではないということではありません。

下記の当社基準およびこの特則の保険料率適用までの流れは引受の目安であり、お引き受けをお約束するものではありません。

適用料率の区分と当社基準

料率区分	当社基準	
	喫煙歴*1	健康状態*2
非喫煙者優良体保険料率	無	満たす
非喫煙者標準体保険料率	無	満たさない
喫煙者優良体保険料率	有	満たす

- *1 喫煙歴の基準については、次の基準をすべて満たす必要があります。
 - ①過去1年以内に、喫煙もしくはタバコ商品の使用がないこと。
 - ②唾液検査の結果が陰性であること。
 - *2 健康状態の基準については、次の基準をすべて満たす必要があります。
 - ①今までの健康状態が当社所定の引受基準を満たしていること。
 - ②血圧値が当社基準の範囲内であること。
 - ③BMIの値(実測値)が当社基準の範囲内であること。
 - ④尿検査の結果が当社基準を満たしていること。
- 健康状態と喫煙状況などについては、当社所定の方法により確認させていただきます。

血圧値に関する当社基準

被保険者年齢	最大血圧値	最小血圧値
40歳未満	90mmHg以上135mmHg未満	90mmHg未満
40歳以上	90mmHg以上140mmHg未満	90mmHg未満

BMIの値に関する当社基準

$BMI = \text{体重}^{*1} (\text{kg}) \div \{\text{身長}^{*2} (\text{m})\}^2$
 $18.0 \leq BMI^{*3} (\text{実測値}) \leq 26.9$

*1 kg単位で小数点以下第1位を切り捨て

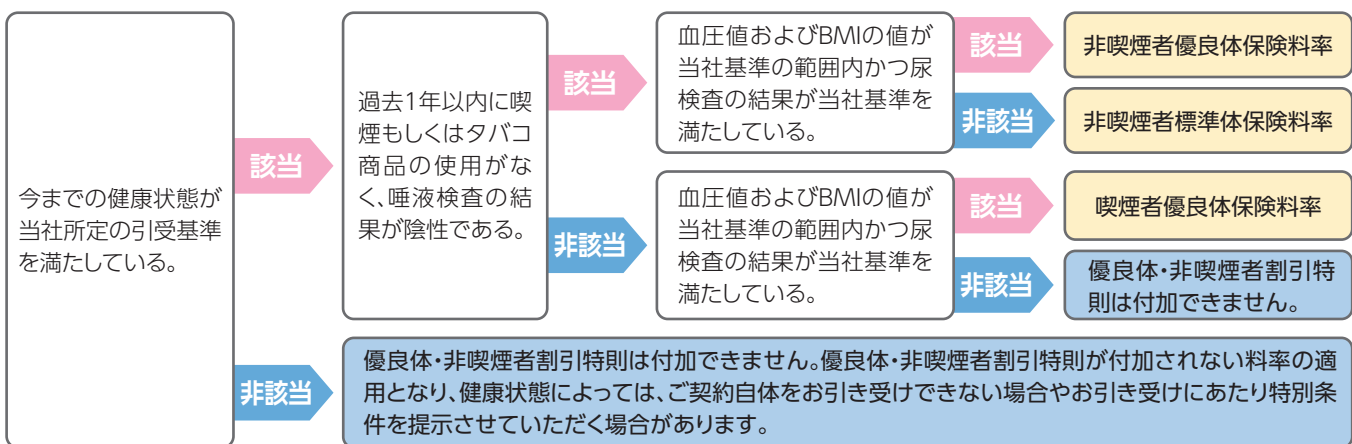
*2 m単位で小数点以下第3位を切り捨て

*3 小数点以下第2位を切り捨て

尿検査の値に関する当社基準

項目	検査結果
蛋白	「-」もしくは「±」
糖	「-」もしくは「±」
潜血	「-」もしくは「±」

優良体・非喫煙者割引特則の保険料率適用までの流れ



保険料例

- 被保険者: 35歳 ●年金額: 20万円
- 保険期間: 60歳満了
- 保険料払込期間: 60歳まで
- 個別扱月払保険料

		家族収入保険				家族収入特約(定額型)			
		最低支払保証期間2年		最低支払保証期間5年		最低支払保証期間2年		最低支払保証期間5年	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
優良体・非喫煙者割引特則あり	非喫煙者優良体保険料率	4,340円	3,360円	4,600円	3,500円	3,980円	3,000円	4,260円	3,160円
	非喫煙者標準体保険料率	5,200円	3,960円	5,520円	4,160円	4,840円	3,600円	5,180円	3,800円
	喫煙者優良体保険料率	5,600円	4,280円	6,000円	4,480円	5,260円	3,920円	5,640円	4,140円
優良体・非喫煙者割引特則なし		6,100円	4,640円	6,520円	4,880円	5,740円	4,300円	6,180円	4,520円

生活保障特則14

特長

特定障害状態や要介護状態になられたときも毎月の収入が確保できます。

家族収入保険・家族収入特約(定額型)に生活保障特則14を付加することにより、死亡・高度障害状態の保障に特定障害状態(身体障害者手帳3級以上)や所定の要介護状態に対する保障を加えることができます。

特定障害状態・所定の要介護状態になられたときは、障害年金または介護年金を保険期間が満了するまで毎月お支払いします。

年金をお支払いする場合、最低支払保証期間分のお支払いを保証します。

家族収入保険・家族収入特約(定額型)の年金の最低支払保証期間と同一の期間、年金のお支払いを保証します。



年金のお支払い事由

詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

生活保障特則14を付加した場合、家族収入保険・家族収入特約(定額型)の年金およびお支払い事由は、次のとおりに変更されます。

お支払いする年金	お支払い事由	お受け取りになる人
家族年金	死亡したとき	家族年金受取人*1
障害年金	傷害または疾病が原因で次のいずれかの状態になったとき ● 所定の高度障害状態 ● 次の①および②をともに満たす所定の特定障害状態 ① 身体障害者福祉法に定める障害の級別が1級、2級または3級の障害に該当したこと ② ①で定める障害に対して、同法にもとづき、障害の級別が1級、2級または3級である身体障害者手帳の交付があったこと	被保険者*2 (保険契約者と家族年金受取人が法人の場合は、原則、保険契約者)
介護年金	傷害または疾病が原因で次のいずれかの状態になったとき ● 満65歳未満の被保険者について、次のすべての条件を満たすことが医師によって診断確定されたこと ① 所定の要介護状態に該当したこと ② 所定の要介護状態がその該当した日からその日を含めて継続して180日あること ● 公的介護保険制度により、要介護2以上の状態に該当していると認定され、その認定が効力を生じたこと	

*1 家族収入特約の場合は、主契約の死亡保険金受取人となります。

*2 家族収入特約の場合は、主契約の高度障害保険金受取人となります。

■ 障害年金・介護年金は、年金現価を一時金として受け取ることはできません。

■ 障害年金と介護年金は、重複してお支払いすることはありません。

■ 障害年金・介護年金のお支払い開始後に被保険者が死亡されたときは、死亡後は障害年金・介護年金にかわり、家族年金をお支払いします。

■ 身体障害者福祉法(身体障害者福祉法施行令および身体障害者福祉法施行規則等を含む)および公的介護保険制度の改正が行われ、その改正がこの保険のお支払い事由に影響をおよぼす場合、お支払い事由を変更することがあります。



保険料例 (家族収入保険に生活保障特則14を付加した場合)

- 被保険者: 35歳 ● 年金月額: 20万円
- 保険期間: 60歳満了
- 保険料払込期間: 60歳まで
- 個別扱月払保険料

		生活保障特則14を付加した家族収入保険			
		最低支払保証期間2年		最低支払保証期間5年	
		男性	女性	男性	女性
優良体・非喫煙者 割引特則あり	非喫煙者優良体保険料率	6,340円	4,900円	6,840円	5,220円
	非喫煙者標準体保険料率	7,200円	5,500円	7,760円	5,860円
	喫煙者優良体保険料率	7,600円	5,820円	8,240円	6,200円
優良体・非喫煙者割引特則なし		8,100円	6,200円	8,760円	6,580円



契約年齢の範囲

◆15歳*～80歳

*優良体・非喫煙者割引特則を付加した場合は20歳。

- 契約年齢によって保険期間・保険料払込期間・最低支払保証期間は異なります。

取扱保険金額

◆年金額5万円～7億円(換算保険金額)

- 優良体・非喫煙者割引特則、生活保障特則14を付加した場合は異なります。

保険料払込方法

◆年払・半年払・月払のいずれかをお選びいただけます。

付加できる特約

災害死亡給付特約*

傷害特約*

がん特約*

リビング・ニーズ特約(04)

保険料払込免除特約

- *生活保障特則14を付加する場合は、この特約を付加することはできません。
- 特約の付加にあたっては所定の制限があり、付加できないこともあります。

保険種類の変換

◆所定の要件を満たせば、健康状態にかかわらずご契約の全部または一部を所定の限度額の範囲内で所定の保険種類に変換できます。

- ご契約が責任開始日から2年以上経過していること、保険期間満了時の2年前までであること、被保険者の年齢が80歳以下であることなどの所定の要件があります。
- 変換後のご契約としてお選びいただけるのは、変換時に取り扱っている保険種類に限ります。
- 変換後のご契約の保険料は、変換時の年齢・保険料率によって計算します。
- 変換された部分は解約されたものとして取り扱います。

ご確認ください

- ご契約の際には「重要事項説明書(契約概要)」、「重要事項説明書(注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。
- 当社の担当者は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- 担当者がお客さまより現金・小切手をお預かりすることは一切ございません。

ソニー生命保険株式会社

本社 〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ
ホームページ <http://www.sonymlife.co.jp>

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは下記のフリーダイヤルをご利用ください。

《カスタマーセンター》 ☎0120-158-821

個人情報の保護に関する法律の定めに基づき、契約内容に関するお問い合わせは保険契約者ご本人様からお願いしております。

なお、お問い合わせの際は、保険証券など「証券番号」が分かるものをご用意ください。

担当者

商品内容の詳細は下記担当者までお問い合わせください。